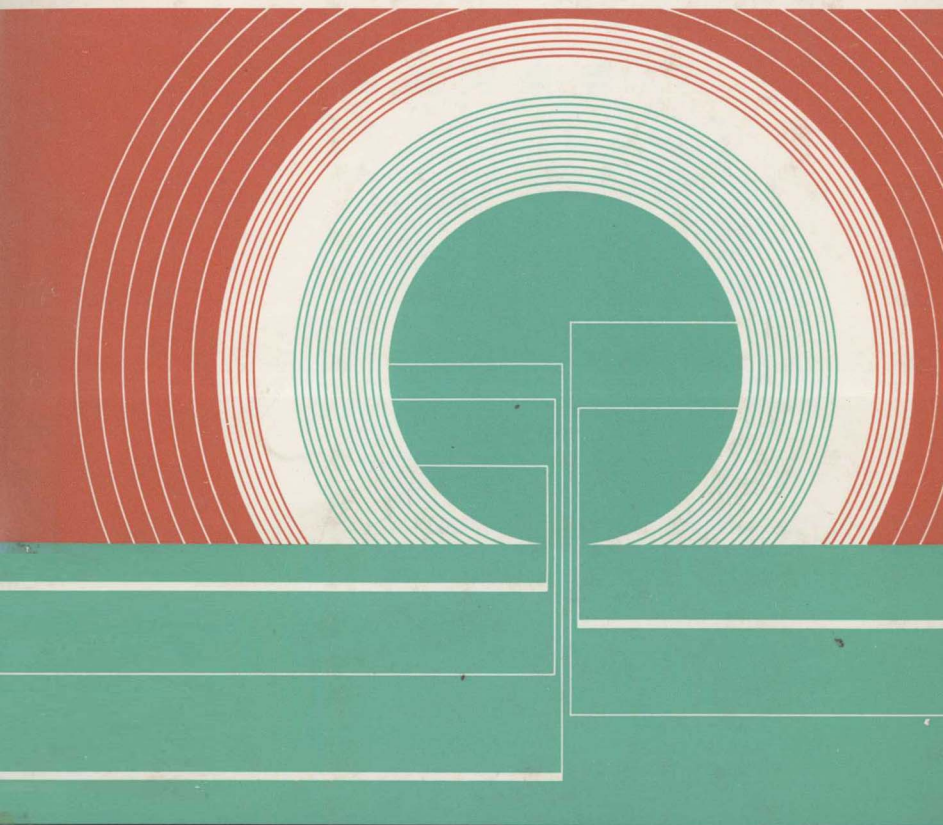


同族会社の税務

税理士

古屋芳泉 著

100問100答



同族会社の税務100問100答

古 屋 芳 泉 著

同 友 館

ふるや ほうせん
古屋芳泉

広島を振り出しに、東京税務監督局法人税課を退官するまで、役人生活約9年間。

昭和25年、税理士登録（番号1180号）、開業。

昭和45年、税理士校友会東京会（税務出身税理士の集団）創設以来の副会長。中小企業診断士。（本名：古屋正）

事務所

東京都台東区東上野6-1-5 高橋ビル3階

電話 03-843-6206（代）

昭和52年7月25日 発行

同族会社の税務100問100答

著 者 © 古 屋 芳 泉

発 行 者 山 田 富 男

発行所 株式会社 同 友 館
日 野 正 四

東京都文京区本郷5-32-6
郵便番号 113
電 話 東 京 (813) 3966
振替口座 東 京 0-83503

落丁・乱丁本はお取替いたします。

神谷印刷／印刷・製本

2034-70720-5262

推薦のことば

法人税法という法律は、従前から複雑で分かりにくいといわれているものの一つである。法人税法では課税の対象となる法人を幾つかに分類しているが、そのうち同族会社という言葉によって分類されているものがある。

この同族会社という会社に対しては、他の法人と同じように法令が適用されていることはもちろんであるが、そのほかに特別の規定が設けられている。この同族会社に対する特別の規定は、古くから設けられているが、創設後諸情勢の変化により、しばしば改正が加えられていることと、前に述べたように基本法である法人税法そのものが難解であるとともに、この同族会社の特別の取扱いも同族会社の特殊性に鑑み、また一段と複雑というか、むづかしい規定が設けられている。

本書は、このむづかしい同族会社の課税の取扱いについて「問答式」の解説を試み、平易にかつわかりやすく、まず同族会社とはどのような会社をいうか、ということから解きはじめ、同族会社のすべてのことを詳細に述べられている。

法人（普通法人）のうち最も多数を占めている同族会社について、法人税の課税というか、正しい課税標準の計算と正しい申告をすることを目途として、この解説書の策定が企画されたことは、誠に時宜を得たものと心から賛意を表する次第である。

同族会社、ならびにこれらの事務に従事される方々が、本書を

唯一の参考書として，充分ご利用くだされんことを，お願いいたします，ここに推薦申し上げます。

昭和52年 6 月

元東京国税局調査査察部長・金沢国税局長

明 里 長 太 郎

序 文

税理士を開業して27年、中小企業である関与先から、その悩みの数々を聞かされ、その解消に努めてきました。会社の考えている企業利益と、「負担の公平」という租税理念による課税利益との間にはおのずから開きがあり、その上、同族会社に対して、税法は固有の規定を設けています。

企業側の悩みの中から、できるだけ基本的な税務問題を採り上げてみました。

最近の調べで、休業中のものを除く法人数は121万社で、そのうち97%弱の117万社が、同族会社だといわれています。

申告納税制度が施行されてから30年経過しました。この小著が数多くの中小企業者の税不安を少しでも取り除けたら、望外の幸せです。

発刊にあたり各方面から寄せられた御助力に対し、厚く御礼を申し上げます。

昭和52年 6 月

著 者

目 次

1 同族会社とはどんな会社か	1
1. 同族会社とは——その判定基準	1
2. 同族会社類似法人とは	3
3. 同族関係者となる範囲は	4
4. 同族会社と判定される時期は	5
5. 名義株を所有しているときは	6
6. 自己株式を所有しているときは	8
2 設立のとき問題となる税務	10
7. 新規設立法人とは・法人成とは	10
8. 出資資産を時価より高額で受入れると	11
9. 発起人に支給した報酬は	14
10. 設立費用は全額損金になるか	15
11. 開業準備費用は損金になるか	16
12. 設立第1期事業年度の初日はいつか	17
13. 納税地を指定されるとき	20
3 役員の報酬・賞与・退職金の留意点	23
14. 同族会社の役員——税法が決める範囲は	23
15. 認められる役員報酬・認められない報酬	25
16. 役員の報酬と賞与——その区分基準は	28
判例——報酬が賞与かの区分根拠	
17. 役員報酬が損金に認められる限度は	30
18. 役員報酬をさかのぼって増額したときは	33
19. 役員賞与は損金処理ができないか	34

20. 使用人兼務役員とは	35
21. 使用人兼務役員の賞与——支給時の留意点は	37
22. 使用人兼務役員の給与——その適正額の算定は	38
判例——使用人兼務役員の給与	
23. 役員の過大報酬とは	41
判例——過大報酬か適正報酬か	
24. 使用人から役員になったときの退職金の支給は	45
25. 使用人兼務役員の退職金——その支給額は過大か	46
26. 役員の歩合給・能率給・超過勤務手当の取扱いは	47
27. 役員の退職給与金——支給時の留意点は	48
判例——役員退職金の一部を損金不算入とする理由	
判例——貢献度を基にした否認処分は適法	
28. 役員の分掌変更にもとめない退職金も分割で支給したが、 その役員がまもなく死亡した場合は	52
29. 適格退職年金契約掛金等の損金算入の時期は	53
30. 利益処分による賞与は損金になるか	54
31. 創業記念・工事完成記念の金品は損金になるか	55
4 同族会社であるために否認される税務	57
32. 同族会社の行為・計算の否認とは	57
33. 資産を時価より高価に買入れると	58
34. 会社資産を著しく低額で譲渡すると	61
35. 役員の個人的費用を会社が負担すると	62
36. 役員に過大な給与を支給すると	63
37. 非常勤役員に給与を支給したときは	64
38. 会社が役員に高率利子や過大賃借料を支払った場合	64
39. 会社が役員に無利息で金銭を貸付けると	65
40. 役員に対する借地の無償返還	67
41. 債務の無償引受	68

5 交際費と寄付金の留意点70

- 42. 税法が認める交際費とは.....70
- 43. 交際費を仮払金や未払金として処理すると71
- 44. 費途不明の交際費は損金になるか.....72
 - 判例——使途不明交際費の損金算入の可否
 - 判例——具体性のない簿外経費の否認
- 45. 渡切り交際費は税法では交際費となるか.....73
- 46. 販売奨励のための慰安旅行の費用は交際費となるか.....74
- 47. 得意先の宿泊代を負担した費用は損金か.....75
- 48. 交際費の限度額を計算するには.....75
- 49. 税法が認める寄付金とは.....79
- 50. 同族会社がする寄付金—— 2つの留意点.....80
- 51. 寄付金を仮払金・未払金で処理すると81
- 52. 寄付金の損金限度額を計算するには.....82

6 問題になる経費の処理ポイント87

- 53. 賞与引当金制度を有利に活用するには.....87
- 54. 退職給与引当金制度を有利に活用するには.....91
- 55. 従業員の福利厚生団体への援助金は.....93
- 56. 租税公課と罰金の税務処理は.....94
- 57. 役員等の罰科金を負担すると.....95
- 58. 借地権設定に対する権利金の取扱いは.....96
- 59. 相当の地代——その計算方法は.....99
- 60. 相当の地代以下の場合の取扱いは..... 100
- 61. 株主の滞納税金を会社が納める義務があるか..... 101
- 62. 事業を譲受けた場合の第2次納税義務とは..... 104
- 63. 無限責任社員の第2次納税義務とは..... 106
- 64. 従業員の災害見舞金等の税務処理は..... 106
- 65. ロータリークラブ等の入会金・会費の処理は..... 107

66. 役員に渡した海外渡航費は損金になるか	108
67. 役員のゴルフクラブ入会金はどうか	109
68. 従業員慰安旅行等の費用は全額損金か	110
69. ネクタイピンに社名を入れ配布した費用は	111
70. 広告宣伝用資産を贈与されたときは	112
71. 永年勤続者を表彰した記念品等費用の取扱い	113
72. 資産の評価益は計上できるか	115
73. 資産の評価損は計上できるか	115
74. 減価償却ができない固定資産とは	118
75. 退職共済と適格退職年金の取扱い	119
76. 貸倒損失は計上できるか	120
77. 債権償却特別勘定を利用すると	122
78. 形式基準による債権償却特別勘定とは	124
79. 債権償却特別勘定を取崩すときは	125
7 いくら税金を納めればよい	127
80. 税法ではどのように所得を計算するか	127
81. 名義貸しのみで収入なし——でも課税されるか	129
82. 商品・製品等の販売収益はいつ計上すればよい	129
83. 留保所得金額の計算方法は	130
84. 同族会社だけにある留保金課税とは	132
85. 留保金課税の不適用とは	134
86. 期末利益積立金の計算方法は	135
87. 課税所得のない場合の留保金課税とは	137
88. 法人税の税率はどう変わるか	137
8 申告手続のポイント——更正決定があったときは	139
89. 中間申告のしかた——その方法と手続は	139
90. 仮決算による中間申告のしかたは	140
91. 中間申告をしなかったときは	141

92. 確定申告には株主総会の承認が必要か	141
93. 確定申告書提出期限の延長——期限後申告のしかたは	144
94. 修正申告とは	146
95. 青色申告の承認を受けるには	148
96. 青色申告の帳簿等の記載事項は	151
97. 推計による更正・決定とは	156
98. 虚偽の申告をすると罰則があるか，代表者が自署押印を 怠るとどうなるか	157
99. 税務職員の質問検査権とは	159
100. 更正を受けたときの救済方法は	160

Ⅱ 同族会社とはどんな会社か

1 同族会社とは——その判定基準

問 株主または社員がどのような割合で出資したときに、同族会社としての判定をうけますか。

答 同族会社の判定基準は、株主等の3人以下で50%以上の株式または出資金を保有するか否かによって判定されます。なお、株主等の1人の数には、その同族関係者も含まれます。

〔解説〕

非同族会社は多数の株主によって構成され、会社の意思決定は、ひとりで自由には決定できません。これに反して、同族会社は少数の株主によって構成され、会社の意思決定はひとりの意思によって行うことができます。従って、同族会社が租税負担の軽減をはかることは、非同族会社に比較して容易であることはいうまでもありません。このような不当な租税負担の軽減をはかることを防止するために、同族会社の定義とその法的規制が必要となるのです。

この同族会社を判定する基準は、株主または社員の3人以下及びこれらと特殊の関係のある個人及び法人（以上「同族関係者」という。）が有する株式の総数または出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数または出資金額の100分の50以上に相当する

会社をいいます。

そして、同族関係者である個人とは、次の者をいいます。

- (1) 株主または社員の親族（配偶者，6親等以内の血族および3親等以内の姻族）
- (2) 株主または社員とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 個人である株主または社員の使用人
- (4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で個人である株主または社員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (5) (2)から(4)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

なお、株主1人の株式保有の割合が何%を占めているかの判定をする場合には、その株主の株式の保有数とその株主の同族関係者の株式の保有数との合計額によるのですが、同族関係者が何人いても、株主数を計算する場合には1人として扱われることになっています。

では次に、税法上どのような判定をするのか、具体的な例をあげて説明しましょう。

●例えば――

(1) 同族会社の一般的な判定の場合

（各株主の持株割合）

株主	A	15%
	B	15%（Aの妻）
	C	8%（Aの弟）
	D	5%（Cの妻）

（判定方法）

(1) Aのグループ

A	15%	} 43%
B	15%	
C	8%	
D	5%	

1 同族会社とはどんな会社か 3

E	10%	(2) Eのグループ	
F	5% (Eの妻)	E	10%
G	5%	F	5%
その他	37% (10人)		15%
			58%

この例では株主2人以下(AのグループとEのグループ)で58%となり、同族会社に該当することになります。

(2) 法人が株主の中に含まれる場合

(各株主の持株割合)			(判定方法)		
株主	A	20% (法人)	(1) Aのグループ		
	B	15%	A	20% (法人)	20%
	C	5% (Bの妻)	(2) Bのグループ		
	D	15%	B	15%	20%
	E	15%	C	5%	
	F	10%	(3) Dのグループ		
その他		20% (5人)	D	15%	15%
					55%

【参照】 法2⑩, 法令4

2 同族会社類似法人とは

問 同族会社以外に、税法上、同族会社と同じ取扱いをうける会社があるそうですが、どのような会社でしょうか。

答 同族会社類似法人は、同族会社と同様の取扱いを受け、また、同族会社と同様に種々の規制を受けます。税務署長は、同族会社類似法人に対して、法人税の更正または決定をする場合には、その会社の行為または計算で、これを容認すると法人税負担を不当に減少させる結果になると認められるものがあるときは、その会社の行った行為または計算にかかわらず、税務署長の認め

るところによって、その会社に係る法人税の課税標準もしくは、欠損金額または法人税の額を計算することができるものとされています。

解説

同族会社類似法人とは、次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社です。

- (1) 3以上の支店、工場その他の事業所を持っていること
- (2) これらの事業所の $\frac{1}{2}$ 以上にあたる事業所の所長、主任、その他その事業所に係る事業の主宰者または当該主宰者の親族、内縁関係にある者、主宰者の雇主ならびに使用人、主宰者の扶養親族等の個人が前にその事業所において、個人として事業を営んでいた事実があること
- (3) (2)の事業所の所長等の所有するその会社の株式の数または出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式総数または出資金額の $\frac{1}{3}$ 以上に相当すること

【参照】 法132、法令173

3 同族関係者となる範囲は

問 同族会社の判定をうけるときに、株主の親族、内縁の妻などは、同族関係者のうちに含まれますか。

答 同族会社の判定基準となる者の範囲には株主等の親族はもとより、内縁関係者も含まれ、これらの者全員で、株主または社員の1人とみなされます。

解説

法人税法第2条10号で「株主等の3人以下並びにこれらと政令で定める同族関係者…」として、同族会社として判定される場合の基準を、株主等3人以下で100分の50以上の株式または出資金を占める場合を同族会社といい、この場合の株主または社員の1人とは、株主または社員のうちに、親子、兄弟、夫婦等の関係がある場合には、これらの者数名を1人の株主として判定することを規定しています。そして次のような人々が同族関係者の範囲に含まれます。

- (1) 株主または社員の親族……親族とは、配偶者、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- (2) 株主または社員とまだ婚姻の届出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係の配偶者をいいます。）
- (3) 株主または社員の使用人……株主または社員の使用人で、現在もなお使用人である者をいいます。従って、株主が法人の場合には、その法人の使用人は除かれます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で個人である株主または社員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (5) (2)から(4)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族。この場合には、同居の有無を問いません。

【参照】 法令4

4 同族会社と判定される時期は

問 会社が同族会社であるか否かはいつの時点で判定されま

すか。また、行為・計算を判定する時点は、同族会社判定の時点と同じですか。

答 同族会社の判定は、事業年度の末日とされます。

行為または計算については、行為または計算の行われたときごとに判定されます。

解説

同族会社の判定の時期は、原則として事業年度の末日によって判定されます。従って、期首または期中において同族会社の判定をうけても、期中に株主または社員の変動があったため、期末において同族会社と判定されない場合には、確定申告書提出は非同族会社として行うので、同族会社の留保金課税など同族会社の規定の適用をうけることはありません。しかし「同族会社の行為・計算の否認」をする場合においては、これらの行為または計算の事実があった時の現況により、この行為と計算が同時に行われなかったときは、その行為または計算の行われたときごとに判定されます。従って、非同族会社の時になされた行為にもとづいてした計算であっても、その計算の行われた時に同族会社となっている場合であれば、同族会社の行為・計算の否認の規定の適用をうけることになります。

5 名義株を所有しているときは

問 名義株は、同族会社の判定をするときに、どのような取扱いをうけますか。